

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號 三 第 卷(十二第)

行發日一月三年四和昭

論 叢

電 氣 稅 論 法學博士 神戶 正雄

總合社會學概念 文學博士 米田庄太郎

財產生命保險 經濟學博士 小島昌太郎

說 苑

最近の諸國幣制改革の傾向 經濟學士 島 本 融

美濃國騷擾史 經濟學士 黒 正 巖

大阪爲替會社の業務 經濟學士 菅野和太郎

雜 錄

ワグマン教授の「景氣變動論」 經濟學士 谷口 吉彦

通貨主義とリカードの貨幣論 經濟學士 有 井 活

地方費に對する國庫補助 經濟學士 安田 元七

東京市財政十年計畫 經濟學博士 沙見 三郎

置の能力によるもの(a)比例率とするもの(b)累進率とするもの(イ)馬力の大小に應じ(ロ)條件有利の度に應じ(ル)實際の生産量によるもの(1)比例とするもの(2)累進とするもの(3)累減とするもの(c)企業に着眼する方法(イ)純益によるもの(ル)總收入によるもの(ハ)免許税とするもの

結論(全文の要旨)

緒言

我國の地方、雜種税の中に、電柱税がある。其性質多少曖昧であつて、一方から見ると、電氣を其の送電設備について課する一の消費税ともいへやうし、他方から見ると、電氣事業を其外形標準によつて課する一の収益税ともいへる。併し之を収益税とせせば、別に電氣事業に對して、他營業と相並んで所得稅營業収益税が課せられるのみでなく、地方附加税も課せらるゝの對立してはあまりに重複に過ぐるごしなくてはならず(註一)、むしろ之を以て一の特別なる消費税とした方が支障なく説明され得る。併し又、之を一の消費税と見るごときに其を電柱によりて課するといふのが、如何にも粗大の方法ごしなくてはならない。又之を一の消費税と見るごときに、其を地方税ごのみして置くのが遺憾であつて、一層のこと、之を國税ごとしては何うかごも考へさせらるゝ。類似な税であつて嘗て國の消費税ごとして存在したのに石油税があつた。其は生活必需品税ごとして貧民税ごとして排斥され、廢止されたのであるが、其れご電氣税ごはまた異つた所があ

り、此方は奢侈的消費を課する可能性も強いのであるから、必ずしも排斥されない。兎に角、電氣税といふものは興味ある問題のやうである。特に近頃、我邦にて電氣國營問題も起つて居り、旁々之が課税について論ずるのは、世人にこりて興味深き問題だらうと思ふので、敢て此一文を作る。

(註一) コンナードは、電氣事業が他の凡べての營業と齊しく、營業税、更には所得税をも擔ふから、齊しく多收なる他の營業よりも特段なる税を此に負はしめることは、確かに公正に反すと爲す。

第一段 電氣税の税質及長短

(一) 電氣税の税質

(A) 水力税との關係より見て、直接に電氣に課税することもあり、間接に之に課税することもある。即ち先づ、

(い) 電氣税として直接に電氣に課することも出来る。即ち電氣を其生産又は消費に於て、水力によりて生ずると石油石炭等によりて生ずるを問はず課するのである(電氣生産税又は電氣消費税)。(固有の電氣税)。

(ろ) 水力税として、水力其儘にて利用すると電力に導くを問はず課するを得、即ち此場合に

は其一部が電氣稅となる。

右第一種稅にては單なる水力は免せられ、第二種稅にては石油石炭による電氣は免せらる。²⁾

第一種は伊太利、獨的塊共和國、西班牙に存し^(註二)、第二種はチエツコスロヰキア、佛國、瑞西の各州、獨的塊の一部たるチロール、フオラーレルベルグに存する^(註三)。

(註二) 此内、伊太利にては電氣消費稅の傍に、別に年々取る所の免許稅が水力稅を現はす。即ち實は電氣稅と水力稅とが存するといふを得る。それから、獨逸にては一九〇八年に、瓦斯稅と相並んで電氣稅が提案されたことがあり、露國にては、一九一六年に大戦費を充足する爲めに一千七百萬ルーブルを生ずべき電氣稅を提案したことがあつた。電氣に關した稅(電氣消費稅といふのでなく、單なる收益稅として、一般會社稅に代るべきもの)として電氣會社稅の例は米國の州にある。³⁾

(註三) チエツコスロヰキアにては、火力電氣には別段の稅はないが、併し別に存する石炭稅と石油稅とがかかつて居ることになる。⁴⁾

(B) 普通の稅種の部屬から見ても、消費稅とすることも出來れば營業稅とすることも出來、又兩性質を兼有するものとすることも出來る。實際の法規の工合によりて之を其何れにか決し得ることもあるが、併し又其の決し難きこともある。其から之を消費稅とすることも、之を消費者に就いて課することも出來れば、生産者に就いて課することも出來る。⁵⁾ 後者にては間々、營業稅との區別が六つかしいといふことになる。既に電氣稅にして此の如きものだとすると、

(い) 單に之を消費稅とのみ言ひ表はすのでは不満足といふことになるし、

2) Bräuer, Wasserkraftsteuer (Elektrizitätsteuer). (Elster, Hwb. d. Staatswiss. 4 Aufl. VIII.) S. 905.

3) Bräuer, ebenda. Hartmann, Das Reichs-Elektrizitätsmonopol. S. 31. Conrad, a. a. O. S. 246. Heckel, Fw. II. S. 235. Lotz, Fw. S. 613. Schligman, Essays in taxation. 10 ed. p. 193.

(ろ)もつと狭く、從率消費税とし、間接消費税とし、間接に徴收せらるる税とし、製造税(生産税)とのみするものも、凡べて不都合といふことになる。

(C) 經費充足目的から見て、一般税とすることも出来れば、目的税とすることも出来る。之を目的税とするとして、

(い) 特に其收入を、電氣によりて不利を被むる營業方面に對するの賠償として使用するといふことも出来る(註四)、

(ろ) 或は電氣事業其もの、發達助成に向けるといふことも出来る(註五)。

其の之を何れに定むるかは、其國其處の事情にかゝることである。

(註四) 佛國の水方税(一部電氣税たる)が其收入を國と地方とに分けて居り、其三分二を國に收めて居るが、其の國の前中の十分一だけを農業豫算に置き、且つ農業の利益に於て水流の調整に使用すべきものとして居るのは、其一例とする。

(註五) プロイヤーは、水力の利用擴張には大なる費用を要するが、其費用を充たすについて、水方税又は電氣税を取ることが大なる役目を働き、税收入の目的使用が此計畫の實行を大なる度に於て進めると爲し、其例として獨逸の英國を擧げて居る。即ちヅキーン(一九二二年法)にては徴收せられたる水方税の收入は専ら水力の利用擴張に定められ、それからフオラーベルグ(一九二三年法)にては、法律に明定した目的の爲めに電氣及水方税を新設した。其目的とは、國家をして、フオラーベルグ電氣會社の株式資本の百分五十一だけ干與せしめる爲めといふのであつた。當初は此混合企業にて國が株式所有の多數を占むるの目的さへ達せられた後は、此税を停止するといふのであつたが、其後の法律によりて(一九二四年法)此目的達成後も、此税の徴收が更に規定せられ、其目的としては、此會社より起されたる借入金償還する爲めと、此會社に其

4) Bräuer, a. a. O. S. 905. 907. 910.

5) Bräuer, a. a. O. S. 905.

6) Heckel, a. a. O. S. 234. Bela Földes, Fw. 2 Aufl. S. 510. Gruntzel, Fw. S. 90. Tuschinski, Fw. S. 123.

7) Tyszka, Fw. 2 Aufl. S. 293.

工事擴張の爲めの資金を直接に供する爲めといふことが擧げられたといふ事である。¹⁰⁾

(二) 電氣稅の長短

(A) 其長所

(い) 課稅技術上——電氣なる物件が大體、表現的であり、其量を捕捉することの出来るものでもあり、特に消費者に就いては、生産者に就いて集中的に捕捉し得るものでもあるので(註六)、課稅物件として不適當なものではない。

(註六) ハルトマンが、特段なる事業に於ける生産に關するだけでは、各個人の頗る大な數が徵收に煩はされなくて、生産者の相對的に小さな數のものが煩はされる。其は監督についても利益だといふのは其通りである。¹¹⁾

(ろ) 公平課稅上——電氣の消費といふことは營業上からいふても、そして特に家計上からいふては、其消費者に於ける或所得、少くとも或給付能力の存在を示し、其消費の大小によりて能力の大小を知ることが得る。營業上の消費にては時として能力の乏しきに拘らず行はるゝといふこともあり得るが、家計上の消費にては、富者は自ら之が大な消費者であり、貧乏人は自ら小さい消費しか行はず、随つて貧者富者を問はず同じやうに消費する物に課する稅に比しては一層公平なる稅といふて良い(註七)。特に電氣が主として奢侈用に供せらるゝが如き國にては、一層奢侈課稅として測めらるゝ(註八)。たゞ下層階級にも廣く用ゐらるゝほどとなるときには、之が課稅により

8) Eheberg, Fw. 18 & 19 Aufl. S. 498.

9) Kleinwächter, Fw. S. 242. Bräuer, a. a. O. S. 905.

10) Nitti, Principes. (1928) II. p. 212.

11) Bräuer, Finanzsteuern, Zwecksteuern und Zweckzuwendung von Steuererträgen. S. 50.

て何程か生活を苦しめることにはなるけれども、消費税としては類似の缺點は、其例も他に少からず、忍び得るものである。そして此税が消費者に轉嫁せらるゝ能はずして、電氣業者にて擔はるゝだけにては、電氣事業の資本力大に、給付能力の特に大なる事業だといふことから、恕し得ることになる(註九)。

(註七) エーペルヒは、電氣消費が或所得の徴證と見らるべきものと爲し、チスカは、燈料税(電氣税を含む)が石炭税ほどに大なる心配はない。一般に此の如き税が辯護せしめると爲す。¹²⁾

(註八) ロツツは、電氣税は主として、唯だ旅箱及富者の住居に於ける燈用の奢侈的消費のみに關する地方と、電燈の廣き民衆的普及(山國地方の如く)、又は工業的生産の動力用としての利用の考察に來る地方とで、影響異ると爲し、ゲルンツェルは、既に石油税が發達するときに、此が貧民の需要品だから、新しき且つ一層奢侈的に用立つ燈料(瓦斯及電氣)に課税を擴張する可能性ありと爲す。¹³⁾

(註九) ハルトマンは、電氣は、原始的なる粗なる力の高級なる加工であつて、此變形に結付いた價値の増加が、此に給付能力大なる人及團體へ入る所の所得の僅小なる分前を、一般の爲めに要求に取る爲めに此税を辨明すと爲し、一九〇八年の獨逸の電氣税の提案に際しても、此が電氣事業の大なる繁榮といふことに指示されて居つた。¹⁴⁾

(は) 財政收入上——電氣が其物の性質として生活及産業上に廣く用ゐらるべきものであるから、其課税によりて確實に、且つ相當大な收入を齎らし得るのだが(註一〇)、特に水力の豊かなる國にては、其の收入の特に豊かなり得るのみならず(註一一)、將來益々經濟上の發達が生ずるに於て、益々電氣の消費が増加し、隨つて此税收入の増進すべき可能性を多分に持つといふを得る

- 12) Bräuer, Finanzsteuern &c. S. 49-50. Derselbe, Wasserkraftsteuer. S. 907-908.
13) Haitmann, a. a. O. S. 33.
14) Eheberg, Ew. S. 498. Tyszka, a. a. O. S. 203.
15) Lotz, a. a. O. S. 614. Cruntzel, a. a. O. S. 90.

(註一二)。

(註一〇) ケツペは、財政々策上には、熱及燈料が最原始的の需要を負担せしめるものだから、此税が大な収入及確な収入の性質を有つと爲す。¹⁷⁾

(註一一) プロイヤーは、特に豊かな水力が擴張を待つ國にては、水力税が重要増加の役目を働くと爲す。¹⁸⁾

(註一二) 獨逸の一九〇八年の電氣税の提案に於ても此税の増收見込が擧げられて居つた。¹⁹⁾

(B) 其短所

(い) 公平課税上——電氣の消費は、其が家計消費としても其消費量の大小と消費者の所得とが精密に並行すとはいへず、營業消費としても其消費量の大小と収益の大小と必ずしも並行せぬといふことがあり、其上にも之を消費者に就いて課せず、生産者に就いて課するとき、轉嫁の困難といふことから生ずる不公平もある。それから電氣のみ課して、之と並行すべき石油、石炭、瓦斯なども適當に課しないときに、其處にも負擔不公平を生ずる可能性もある。併し元來、消費税にては何れを探つて見ても類似の缺點が見出されるので、此に於ても恕し得ぬといふものではない。

(ろ) 經濟及社會政策上——には第一には折角有益なる電氣事業其もの、新計畫、擴張計畫を、此税の爲めに抑壓するといふことが、國民經濟上不利であるのみでなく(註一三)、其が直接間接に

16) Hartmann, a. a. O. S. 33. Conrad, a. a. O. S. 246.

17) Köppe, Fw. S. 100.

18) Bräuer, Finanzsteuern &c. S. 48-49.

19) Hartmann, a. a. O. S. 32.

澤山の人に仕事を與ふるだけにては其途を幾分なりとも狭くするのが社會政策上望ましからずともいはるる。但し之については税額が過大でなければ、其事業に及ぼす影響も左迄大ではなく(註一四)、特に國によりては生産費が頗る小く、少し位の税は優に擔ひ得るといふこともあり(註一五)、其上にも此事業に於ける急速なる技術及經營の進歩によりて税位は補充さるゝといふこともある(註一六)。第二には此税あるが爲めに生ずべき電氣の價格の騰貴によりて、消費者、特に下層社會の家計を壓迫することが社會政策上望ましからざるのみならず、之を使用する營業の生産費の増加によりて其發展を妨げるといふ經濟上の不利もある(註一七)。但し此とても左までのことではあるまいともいはれる(註一八)。

(註一三) ケツペは、熱及燈料税について、其が燈熱の領域に於て發明、發見、及改良の經濟的應用を困難とすと爲し、グルーネンベルグも、燈税の不利は、其技術上及經濟上の障礙の爲めに、其財政上の收入に釣合を得ないものとなるであらうといひ、ブローヤーは、水力税につき、之に對する最重き非難は、之によりて有用なる水力の利用が斷へず妨げられ、隨つて國富の有益なる部分が不利用に止まることの方に爲さるるものと爲す。²⁰⁾

(註一四) グルーネンベルグは燈用電氣が輕き税を擔ふことは可能だと爲し、ハルトマンは、關係者が此が輕き税を別段の損害なくして擔ひ得るといふことは、各個の電氣事業の間に電氣代金に大なる相違あること、並に其生産費と平均代金との間に大なる差異あることによりて知らるるといふ。²¹⁾

(註一五) ロツツは、電氣にありては、特に如何なる生産費にて電氣が供給され得るかが考察に来るといふて居る。²²⁾

(註一六) ロツツは、此税の傍にありて、技術上の進歩等に依る一般的低價が生ずるか何うかによりて、此税の影響が異ると

20) Köppe, a. a. O. S. 100. Grunberg, Verstaatlichung der Elektrizitätsversorgung und Besteuerung des elektrischen Stromes. S. 52. Bräuer, Wasserkraftsteuer & S. 913.
21) Grunberg, a. a. O. S. 52. Hartmann, a. a. O. S. 33.
22) Lotz, a. a. O. S. 614.

爲し、そして一九〇八年の獨逸の電気税の提案にても、此輕い税位は、生産費の低下の發展によりて産出され得として居つた。²³⁾

(註一七) グルノーネンベルグは、電気税の提案に對して、之によりて大工業及小工業が外國に對して競争力を維持すべきことを考慮に入れざるものとし、且つ此が結局、余き國民經濟の退却に導くと爲す。ロツツも、世界的競争に立つ生産分科の爲めの生産費の増加は勸むべきものでないといひ、グルンツェルも、其技術上の消費、特に經營力としての消費が此に於て勝るから、此迄唯稀に此税の試が行はれたと爲し、プロイヤールは、更に水力税につき、此が燈光及力の流に於て價格を高め、其爲め、各個人經濟の生活費及詞の廣い意味での生産經營に負擔を加ふることとなるといふて居る。²⁴⁾

(註一八) ハルトマンは、此税が工業にとりて重きを成すほどのものではない。特に電気には、此が經營に於ける採用が主として其價の高さにかゝらないといふ利益があると爲す。²⁵⁾

(は) 課税技術上——此税は簡單にも仕組めるのであるが、併し課税の方法によりては、隨分面倒なものともあり、専門家でなくては判り悪いやうな複雑なる方法となるかも知れぬといふこともある(註一九)。

(註一九) プロイヤールは、水力税について、此が技術上非常に複雑した租税形式であつて、巧妙なる賦課方法にて、財務行政の専門的に教育せられたる技術的機關の幹部によりてのみ満足したる方法にて實行すべきものだといふて居る。²⁶⁾

(に) 政治上——此が課税が、結局生産者について行はるゝことゝなるが、然るときに其の生産者が私企業ばかりでなく、地方團體も少くないといふことがあつて、此地方團體は或は中小企業者を有利ならしめやうといふ社會政策の爲めに働くこともあるし、或は其財政の補充としやうと

23) Lotz, a. a. O. S. 614. Conrad, a. a. O. S. 246.

24) Grunenberg, a. a. O. S. 48. Lotz, a. a. O. S. 614. Gruntzel, a. a. O. S. 90. Bräuer, Wasserkraftsteuer &c. S. 913.

25) Hartmann, a. a. O. S. 33.

26) Bräuer, Wasserkraftsteuer &c. S. 913.

いふこともあるが、何れにしても、電氣を國家にて課税するとき、此地方政治に支障を來たさしめるといふことがある(註二〇)

(註二〇) コンラードが此點を注意して居るが、ガルンツェルも、殆んど到る處に電氣生産が地方管とせらるゝことによりて、大都市の財政と或方法にて結付くから、從來此税の試が稀にのみ行はれたといふ²⁷⁾

第二段 電氣税の課税方法

(一) 課税權の主體——電氣は全國的のものであつて、生産地と消費地とが必ずしも一致せず、生産消費が全國色々の地方に亘りて錯綜するものであるから、國税とするに一層適すとすべきだが、併し之を消費者に就いて課することも出来るし、生産者に就いて課しても其各地に於ける消費量を分別して課することも出来るから、地方課税の出來ぬといふのではない。又國で一纏めにして取つて、其收入の一部を地方に分與するといふことも出来る。先例からいふても此三通りがある。國税とするのはチェコスロヴァキヤ、伊太利²⁸⁾、瑞西の各州^{註二一、29)}であつて、地方税とするのは日本、獨系埃國^{註二二、}、ヴェルテンベル³⁰⁾などであり、國税として其收入の一部を地方に交付するのは佛國である。此にては收入の三分二を國に留め、三分一を府縣及市町村に交付する。其の之を地方に分つ標準は其管内に存在し且つ利用せらるゝ水力の平均力である。³¹⁾

27) Conrad, a. a. O. S. 247. Gruntzel, a. a. O. S. 90.

28) Bräuer, Wasserkraftsteuer. S. 908. Heckel, a. a. O. S. 235. Conrad, a. a. O. S. 248.

29) Bräuer, Wasserkraftsteuer. S. 909.

30) Heckel, a. a. O. S. 235. Kleinwächter, a. a. O. S. 242.

(註二) 尙ほ、獨逸の一九〇八年の提案が之を帝國稅とする案であつた。³¹⁾

(註三) 獨逸國にては州及市町村に委かされ、電氣課稅の原則は州法にて決すべきものとし、各州にては或は之を専ら州稅とし、或は専ら市町村稅とし、或は其收入を州と市町村とに分配する稅と爲す。そしてスタイヤーマルク、ブルゲンラン、ケルンテン以外の州には到る處に電氣州稅あり。今茲に之を地方稅として扱つたが、此國に於ける州を、國だとすれば、國稅地方稅並び行はるゝとも見られやう。

(二) 納稅義務者——としては消費者に就いて課することも出来るが、其は煩に堪へぬから、通例、課稅の便宜からして生産者に就いて課する。生産者に免許稅の形にて取るごか其利益を見て課するもののみでなく、消費量に依るものでも生産者について課するのが普通である。³²⁾ 消費者について課するのは例外で、例之、其は獨逸の境國中の上奥、チロール、ザルツブルグに行はれた。³³⁾ 尤も歐洲諸國の如く國と國と接觸するが如き場合には、外國より輸入する電氣についての特別の問題が生ずる。が此場合は必ずしも生産者とせず、輸入者(輸入物を最初に處理する人)として可い。

(三) 課稅物件

(A) 物件の積極的範圍——電氣を水力稅の一部として課することも出来れば、電氣稅として課することも出来ることは前に挙げた通りである。が水力稅のみでは足らず、電氣稅のみでも足らず、電氣に於て水力よりするものも火力よりするものも捕捉し、其上にも其外に石油(石炭)瓦斯等、電氣と對立する燈料を適當に課稅することを忘れてはならない。

31) Bräuer, Wasserkraftsteuer. S. 909. Scholz, Grundriss des französischen Steuerrechts. S. 100-101.

32) Hartmann, a. a. O. S. 31.

33) Bräuer, Wasserkraftsteuer. S. 907. Loewenfeld, Die österreichischen Steuern. S. 147.

(B) 物件の消極的範圍——としては先例に依るご色々ものが考察に來り得る。

(い) 公共及公益尊重よりするもの——此は色々税にて行はれて居ることであり、公益上の免税といふものに概括せらるゝのである。之によりて國家其他の公共團體、公益法人の一定範圍のもの、用に供する電氣を免するるのである(註二三)。

(註二三) 獨的塊國にては、多くは公企業及道路點燈用の電氣を免じて居り、ザルツブルグにては此外にも尙、寺院、慈善事業等のも免税して居る。それからテエツコスロヅキアにては、市町村から利用せらるゝ水力、利得の考を有たずして利用を行ふ組合から利用せらるゝ水力に水力税を免する。³⁴⁷⁾

(ろ) 經濟政策上の見地よりするもの

(1) 電氣事業其もの、新設及擴張を進める趣旨に出るものは可なり廣く行はれて居る。其は其新設又は擴張から一定年間だけ免又は減税するといふ形を取ることになるが(註二四)、併し消費税として電氣を課するといふ趣旨からいふと、此があまり良き先例ではない。むしろ之を行はぬ方が公平といふことになる。兎に角一の問題である。

(註二四) (1) 獨的塊國——のチロルにては、一九二二年五月一日以後、起されたる新設備には二十年間免税し、擴張事業に對しては其擴張部には十五年間の免税を與ふ。

(2) 伊太利にても、水力電氣事業を進捗する爲めに其開業後十五年間補助金を交付し、此補助金交付期間中は、生産免許税並に消費税を免する。

34) Bräuer, Wasserkraftsteuer. S. 908.
35) Bräuer, Wasserkraftsteuer. S. 907.
36) Hartmann, a. a. O. S. 32.
37) Bräuer, Wasserkraftsteuer. S. 907. 911.

(3) 瑞西にても、新設工事中は免税し、工事出来後六年間、工事の給付能力に對し、實際利用されたる水力の割合により、最高半分まで減税するを得る。

(4) チェッコスロヴァキアにては、水力利用擴張を進める爲めに、新に成立したる水力装置は三十年間租税宥恕を受くる。其第一の十五年間は全免し、次の五年は四分三、次の五年は半分、次の五年は四分一を免する。舊設備の擴張に對しても其擴張部につき之を行ふ³⁸⁾

(2) 電氣利用産業の利益を進める爲めの減免税に至つては、其國の産業事情によりては必要であり、適當に行ふて可い。先例もある(註二五)。

(註二五) 獨的埃國——のザルツブルグにては、化學工業、金屬工業、電氣分解業に供せらるゝ電氣が免せられ、ガラスにては營業及工業用を免する³⁹⁾

(1) は社會政策上の見地よりするもの——其は電氣事業の一定度以下の小規模のものを宥恕するのである。之が實例は少くない(註二六)。

(註二六) チェッコスロヴァキアにては、二馬力よりも小さな給付能力の事業を免税し、瑞西にては十馬力の給付能力までの小事業に免する州が多い。但し其二三のカントンでは之を認めない。一九〇八年の獨逸案にては、一キロワット半よりも多くを供する能はざる設備にて生産する電氣事業には、聯邦參議院にて免税を許可するを得とした⁴⁰⁾

(に) 課税技術上の見地よりするもの

(1) 重複課税を避くる爲めに電力の再生産の用に供せらるゝ電力を免することがある。其例を見出すことが難くない(註二七)。

38) Bräuer, Wasserkraftsteuer. S. 907. 908. 909. 911.

39) Bräuer, Wasserkraftsteuer. S. 907. Loewenfeld, a. a. O. S. 148.

40) Bräuer, Wasserkraftsteuer. S. 906. 910. 911. Hartmann, a. a. O. S. 32.

(註二七) 例之、フオラーベルグにては、直接又は間接に更に電力を生産する爲めに必要とせらるゝ、自ら生産したる電力を免税する。⁴¹⁾

(2) それから特に生産量について課税する場合に、本来消費税として消費量を課税するの趣旨から、過重負擔とならぬ爲めに、送電及變電消耗量として、一定量の控除を許すべきである。⁴²⁾

(四) 課税標準及税率の定め方

(A) 消費に着眼して課税する方法

(い) 電気消費器具に就いて課する方法——即ち電気用の球の如きに課するので、電気課税としては間接のものであり、此にいふ電気税よりも外に置きたいほどであるが、併し見様によりては此も電氣を課税する方法ともいはれ得るから此に擧げて置く。勿論此にては電氣用の球のみでなく、石油、酒精、瓦斯用の同種の器物にも課すること、ならうし(註二八)、其にしても電氣を課税するとしては、電氣其ものを課するよりは一層適切でなく、一層、公平に遠かること、なるを免れない。

(註二八) 獨逸の一九〇九年の燈料税は實に電氣のみならず、瓦斯、石油、酒精燈器にも課した。⁴³⁾

(ろ) 電氣價格に課税する方法

(1) 電氣代金に比例課税するもの——此れだと消費を見て、其代金に比例して課するから、

41) Bräuer, Wasserkraftsteuer. S. 907.

42) Bräuer, Wasserkraftsteuer. S. 906.

43) Reichsschatzamt, Leuchtmittelsteuergesetz vom 15. Juli 1909. S. 1. Eheberg, Grundriss. 3 & 4 Aufl. S. 171.

大體公平たり得るし、消費者に就いて課せず、生産者に就いて課し得るから、徴税上にも便利だといふことを得る。此は獨的塊國には最普通の方法である(註二九)。

(註二九) 獨的塊國にて此が稅率は低きは百分四から、高きは百分三十にも達するのがある。詳しくいふと、グキーンにては百分四。下塊にては州稅は百分十とし、市町村が百分五以上課するときは百分五に止む。そして市町村の附加稅は百分五、又は場合によりて其以上とす。ガラスは百分十五。ケルンテンにては市町村は電燈に百分三十までを課するを得とし、フオラールベルグにては、電力及水力の市町村稅は料金の百分五とし、市町村營の電力及瓦斯の供給に百分十五までの附加稅を課す。それから獨逸の一九〇八年案にては、報償を期する電氣事業には、代價の百分五を課し、併し一キロワット時につき〇・四布を下らざるものとし、生産者の自己消費の爲めにする電氣事業には、一キロワット時につき〇・四布を課し又は其生産費の百分五に輕減し得といふのであつた。⁴⁴⁾

(2) 奢侈的消費の特別重課を附加するもの——其は一般の消費には比例課稅を爲し、一定の奢侈的消費に特別重き率を定むるもので、其奢侈的消費として指定する範圍を定めることが六つかしく、多少恣意に陥るといふ嫌はあるけれども、何か奢侈を重く課するといふことは、租稅が給付能力に應じやうとする見地からも、又社會風教上、經濟上、奢侈の好ましからぬものだからいふ點からしても辯護し得る。そして之が實例も求めて得られる(註三〇)。

(註三〇) 上塊のリンツにては、一般の負擔は百分五であるが、(1)一週三回以上、娛樂會を催す旅館、及カフェーには電氣代金の上に二〇〇%、其他の旅館及カフェーには一〇〇%、(2)活動寫真館及寄席には一〇〇%、(3)居酒屋及夜會處には三〇〇%、(4)上等食物商には二〇〇%の附加稅を課す。(5)尙ほ銀行は租稅上特に給付能力大なる企業として一〇〇%を附加す。⁴⁵⁾

44) Bräuer, Wasserkraftsteuer. S. 907. Loewenfeld, a. a. O. S. 148. Hartmann, a. a. O. S. 31. Heckel, a. a. O. S. 235.

45) Bräuer, Wasserkraftsteuer. S. 907.

(ハ)は電氣消費量に課税する方法——之には單純に課税することも出来るけれども、多少、用途により差等を附して課税することも出来るし、然るときに一層公平でもあり、且つ經濟政策其他公益上の目的にも適う(註三二)。

(註三二) 上項にては、動力用は一キロワット時につき一グロツセン半、燈用は三グロツセンとす。概算は可能である。ザルツブルグにては、動力用は一キロワット時につき半、乃至一グロツセン、燈用二グロツセンとす。チロールにては燈用一グロツセン、動力用〇・三五グロツセン、工業用(電氣化學工業電氣金屬業)に輕減する。⁴⁶⁾

(B)生産に着眼して課税する方法

(イ)生産裝置を課税標準とするもの

(1)外形標準に依るもの——例之、我國の電柱税(軌道税、車輛税もあるが、此はむしろ交通運送に課するのだから別とし)の如きは其れである。課税技術上は最簡單だといへるが、併し公平課税上には大に不公平として排斥しなければならない。

(2)發電裝置の能力に依るもの——此は前者に比すれば生産量、随つて消費量の大小に應ずることとなりて、電柱などによるよりは一層公平といへやう。又技術上にも之を測定することがそんなに六つかしいといふこともない。尤も之を測定する つきチェッコスロヴキアにては義務者の申告を要求し、其爲め小企業者などは困まるといふが、佛國や瑞西では官廳の査定のみ依

46) Loewenfeld, a. a. O. S. 148.

るから、さやうな苦情はないといふことだ。⁴⁷⁾尤も之に依るとして更に稅率の定め方には色々あり得る。

(a) 比例率を採るもの——此には取扱の最簡單といふの利があり、大體に於て公平を得ても居る(註三二)。

(註三二) 瑞西のチューリツヒ、アールガウ、ツーフにては、總馬力に一馬力六法の割にて課する。⁴⁸⁾

(b) 累進率とするもの

(イ) 設備の馬力の大小に應じて累進とするもの——設備の能力の大いのは小さいのよりも給付し得る方も大いから此の如きは公平に適うやうではあるが、其程度を適切に斟酌するのは六つかしいことで、斯く人工的の細工をして却つて不公平に陥るといふこともあり得る(註三三)。

(註三三) 伊太利の電氣稅の一半が此れであつて事業の給付能力に應じて分級したる年々拂ふべき免許稅から成る。先づ自ら生産し自ら消費する企業には年々二十乃至六十リラを課し、公私の買手へ分配する爲めの電氣を生産する企業には、年々(1)二百キロワットまでの能力にては、キロワットにつき六十リラ(2)二百乃至一千キロワットにては、キロワットにつき三百リラ、(3)一千キロワット以上にては、三百リラに、一千キロワットを越ゆる百キロワット毎に三十リラの附加稅を加へたるものを課す。瑞西のベルンにても、許可されたる馬力數により(1)十一乃至百馬力にては一馬力につき一法、(2)百一乃至五百馬力にては一馬力につき二法(3)五百馬力以上にては一馬力につき三法を課す。⁴⁹⁾

(ロ) 各裝置の生産條件の有利の度によりて累進とするもの——此も此分級の定め方の六

47) Bräuer, Wasserkraftsteuer. S. 906.

48) Bräuer, Wasserkraftsteuer. S. 909.

49) Bräuer, Wasserkraftsteuer. S. 908. 910.

つかしといふことはあるが、其さへ出来るといふなら公平に適ふ(註三四)。

(註三四) 瑞西の諸州にては此意味にて分級して累進を課して居る。ルツェルンは一馬力につき四法から一法までの四級となり、サンガレンは、五法から二法までの七級となり、ウーリ、ウンターワルデン、ゾロツルン、ワート、ワリスも類似のものであり、シャーフハウゼンにては第一級の水面にては私企業は六法、公企業は五法、第二級の水面にては二法(馬力につき)とす。分級の標準となるのは、建設及運轉費用に關する特有利又は特に不利なる事情、水力工事の規模、水力の利用能力に關する構造、勤務の負擔、及其他の、利益に影響する負擔並に生産せられたる電氣使用の方法(公燈川、工業川、公共交通企業用)である。⁶⁰⁾

(ろ) 實際の生産量によるもの——此は前記の裝置設備に依るよりは一層實際消費に密接となり、一層公平となり得る。唯之が測定が多少六つかしいといふことがあるけれども、此は技術上さまで六つかしいのでなく、唯だ當業者にとりて面倒だといふことは免れない。此にも税率には色々異つた定め方があり、其先例もある。

(1) 比率率となるもの——此は一層簡單であり、又大體、公平を得て居る(註三五)。

(註三五) (1) チェツコスロヴギヤにては、原則としては水力裝置の實際の給付より出發する。けれども、水力企業者の同意を得て、實際利用に顧慮せず、動力材料の最大可能的なる給付能力によりて測定するを得る。小企業及測定基礎確定の困難なるものに概算を許す。其場合には或は(a) 動力裝置の評定平均給付により或は(b) 加工原料、又は製品の量に依る馬力時の見積による。斯くして確定されたる實際の給付に基き、水力税として一馬力時につき四ヘルラーを課す。其外に齊しく一馬力時につき四ヘルラーを附加税として課す。そして特に二乃至五馬力の給付能力の事業には唯右の本税だけを課して附加税を免

ずる。其れて小企業を宥恕す。此に附加税を附したのは、此部分を可動的のものとして、石炭税に於ける變化に適應せしめやうといふのである。(2)伊太利の電氣税の他半たる消費税は、一ヘクトワット時につき二チエンテシモにて燈用及暖房用の値氣に課税する。尤も供給が概算契約にて行はるるときは、消費税も其事業の給付能力によりて概算するを得る。其率は、各の建設せられたるキロワットにつき最高四百リラとす。此法は一九二五年法によりて改正され、右消費税の二チエンテシモを三チエンテシモとし、概算契約にては二五%を引上げて、一キロワット時につき最高五百リラとした。尤も此引上には、簡易住宅(勝手及副室の外、三より多からざる住むべき室をもつもの)農工業の仕事場、労働者住屋の燈用を免ずる。⁽⁵¹⁾

(2) 累進率とするもの——詳しくいふと生産量の大小によりて累進とするもので、生産量の大きな企業は自ら其小なるものよりも有利であるから、或度まで此が大小に應じて累進となるのは公平のやうでもあるが、其の累進の度合を適切ならしむることの六つかしく、爲めに却つて不公平になり得る。特に消費税として課するときに之につき餘程慎重にしなければならぬ(註三六)。

(註三六) 瑞西のゲラルスにては年の實際生産量に超過累進率を課す。三萬馬力時以上の年生産に、一馬力時〇・〇二ラツペンに初まり、四千八百萬馬力時に於ける〇・〇七ラツペンまで上る率とする。⁽⁵²⁾

(3) 累減率を課するもの——此は佛國に行はれた特殊の制度だが(註三七)、其趣旨は、大生産は自ら大消費に應ずることとなり、而かも其大購買者には自ら電力價の大きな割引を行はなくてはならぬといふことを考慮したものである。⁽⁵³⁾如何にも尤のやうではあるが、他面には大生産者には小生産者よりも生産上に費用が割合に少くて濟み得るといふ點から給付能力の割合に大いといふ

51) Bräuer, Wasserkraftsteuer. S. 908. 910-911.

52) Bräuer, Wasserkraftsteuer. S. 906. 910.

53) Bräuer, Wasserkraftsteuer. S. 906. 909.

こともあるから、此點は差引せらるるもいへるし、結局、累減ともせず、累進ともせぬのが適切なのであらう。

(註三七) 詳しいふと、佛國には、キロワット毎に〇・〇五法の *taxe annuelle* があるが、此は統計手數料ともいふべきもので、本来の水力稅としては *redevance proportionnelle* だといふことになる。此は前年に生産せられたる電力量に課せらる。そして其稅率は各會社への許可書にて指定せられる。先づ開業後十年間の分を、次に五年毎について定められ、各企業によりて其生産條件、隨つて生産費の相違を計つて別異なものが指定せられる。一例をいふと、或會社のは、其第一の三千萬キロワット時には、一キロワット時につき〇・〇五サンチム、次の三千萬キロワット時には〇・〇三サンチム、残りの即ち六千萬キロワット時以上には〇・〇二サンチムとす。⁵⁴⁾

(C) 企業に着眼して課税する方法

(い) 事業の純益に課するもの——此も一の方法ではあるが、そしてやがて間接に消費に課することも出来るけれども、此だと營業收益稅又は營業所得稅といふことになり、別に存する收益稅所得稅と重複するを免れぬといふことになる。消費稅としては適當でない(註三八)。

(註三八) 佛國にて例外的に、株式會社、株式合資會社たる水力事業會社に此を用ゐた。此も各社への許可狀に指定せられる。其方法は例之、一割以下の配當の場合にはタパーセント、一割乃至五割のときにはタパーセント、五割以上のときにはタパーセントといふやうにするのである。⁵⁵⁾

(ろ) 事業の總收入に課するもの——此も消費稅としては前者よりも一層不公平である(註三九)

(註三九) 米國の州に於ける電氣會社稅が之によつて行はれた。其總收入に課する率は、アラバマは千分二、サウスカロリー

54) Bräuer, Wasserkraftsteuer. S. 908-9.

55) Bräuer, Wasserkraftsteuer. S. 909.

ナは千分三、テキサス百分一の四分一から二分一まで、メリーランド、ニュージャージー、オクラハマ百分一の二分一、バージニア百分一の三十二分二十五、ノースダコタ、ロッドアイランド、ウエストバージニア百分一、オハヨー百分一・二、コンネクチカット百分一・五、ジョルジア百分二・五、カリフォルニア百分七・二五であり、デラウエアにては總收入の百分の一の五分二、に四分以上の配當のとき其配當の百分四を加へたものとす。ニューヨークにては總收入の百分一の二分一に、配當が四分を越ゆるとき配當の百分三を加へる。⁵⁶⁾

(ハ) 免許税とするもの——此は會社への直接税としても不適當だが、消費税としても勿論不公平なもので、多く説明を要しない(註四〇)。

(註四〇) 南部の米國の州に行はるる。フロリダにては電氣會社が十弗から二百五十弗の段階ある免許税を負ふ。メイトルを用ゐたときは百分五十を附加す。ミスシッピにては五十弗乃至五百弗であり、テンネシーでは五十弗乃至七百弗(人口により)、アラバマにては、此種會社は人口數により市町毎に五弗より百弗までの地方免許税を取らるる。⁵⁷⁾

結 論

以上要之、電氣税は時に水力税と錯綜して現はれるが、又其から特定の税とすることも出来る。特別營業税とすることも出来るが、消費税とすることも出来る、更らに目的税とせられる可能性もあつて、勿論之には色々の短所もあるけれども、長所もあつて棄て難きものとする。課税方法にも色々の方法があるが、之を採るとしての課税方法は各先例の比較によりて適當なるものを此間に見出すことは難くない。我國に現に行ふて居る方法の如きは非常に粗なる方法であり、隨ふて非難も大いが、之を適當に改造したら、もつと合理的な税と爲すことが出来ぬことはない。

56) Seligman, l. c. p. 193.

57) Seligman, l. c. p. 193.